

シリーズ⑥ みんなで育む『健康こうた21計画』

最後は、『熟年の健康編』（60歳代～）です。熟年のかたの重点健康目標をご紹介します。

熟年のかたの重点健康目標

自分にあった趣味、生きがいを持ち、積極的に社会参加をします。



●熟年の私たちが心がけること●

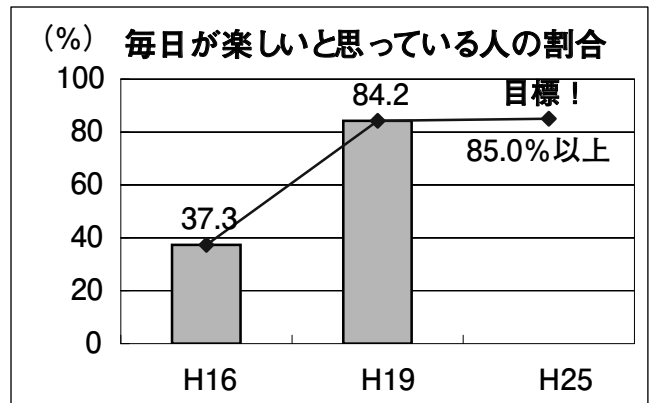
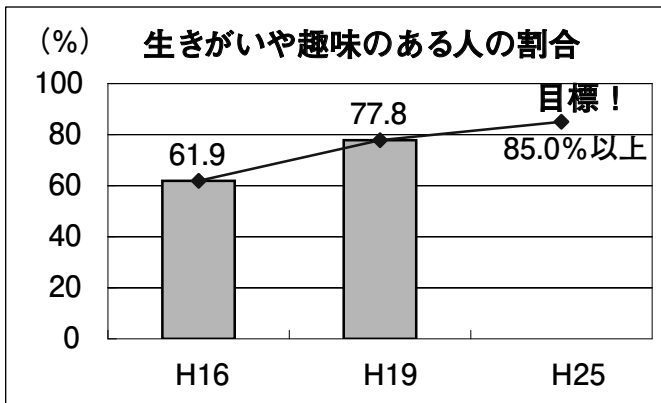
（できているかチェックしてみましょう！）

- 自分に合った趣味、生きがいを持ちます
- 広報を見る習慣をつけます
- 自分の知っている趣味を他の人にも紹介し活動に誘います
- 趣味の会や地域で行う事業、教室等に積極的に参加します

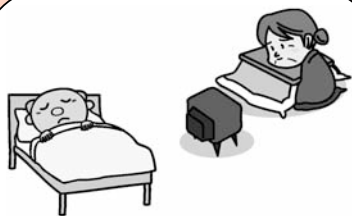
●家庭・地域でできること●

（できているかチェックしてみましょう！）

- 生活の知恵や知識を学ぶ機会を持つようにします
- 家族が声をかけ、買い物に連れ出します
- 誰もが利用しやすいよう施設を開放します
- 地域で行っている趣味の会等に高齢者を誘い、ともに楽しみます



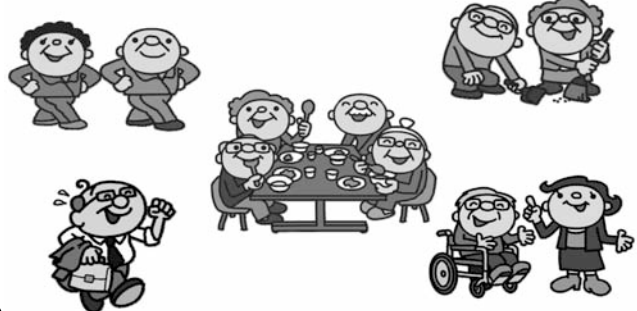
閉じこもりがっづく・・・



体を動かさない状態や、刺激のない生活が続くと体力がなくなったり、認知症を招きやすくなったりします。



生活の中で楽しく体を動かす工夫をしたり、友人を誘って出かけたりしましょう。



移動町長室が行われました

毎年行われている移動町長室が町内3中学校で行われ、それぞれの中学校では、いろいろな意見や提案がありました。主なものを紹介します。

南部中学校区の発展に向けて

南部中学校

とき 10月28日(火) ところ 南部中学校体育館

生徒 「南部中学校のすぐ近くの桐山で道の駅の建設が進んでいます。道の駅ができると幸田町にとってどんな良いことがあるのか教えてください。」

町長 「現在桐山に国の道路情報案内施設を含め3ヘクタールの敷地に道の駅を建設中です。来春4月オープンの予定で進めています。道の駅には軽食はもちろんのこと、農産物を並べ、幸田の農産物を紹介していきます。道の駅「筆柿の里・幸田」という名前で、地域の産物を販売し、幸田町の良いところを知ってもらいます。」

そのほかの意見・質問

「南部中学区について住宅を増やすなど何か開発計画は」「幸田町は合併をしないのですか」「幸田町として不審者対策は」



(仮称) 相見駅を中心としたまちづくり

北部中学校

とき 11月6日(木) ところ 北部中学校体育館

生徒 「幸田町PRプランとして、新駅は町の新たなシンボルとなるように、見た目もさわやかな明るい駅にしたり、駅構内に町の紹介ギャラリーを作り、特産物や名所の紹介をすると良いと思います。」

町長 「駅舎の屋根をガラス化することはできませんが、できるかぎり明るい駅にするようJRに働きかけます。またギャラリーで自由通路を狭くすることはできませんが、作品の展示や特産物などの紹介は検討していきます。」

そのほかの意見・質問(新駅について)

「公共交通機関を充実させ、マイカー通勤を減らすことで、CO2の排出量を削減する」「駅構内のいたる所に緑の木を植え、美しい花壇を作る」など



私たちが創る未来の幸田

幸田中学校

とき 11月19日(水) ところ 幸田中学校武道場

生徒 「幸田駅付近や町内にはまだ車道だけの細い道があり、高齢者の出歩きには大変心配な面があります。歩道の整備を進め、基本的に車道と歩道を分けて、お年寄りに優しい町にしてほしい。」

町長 「幸田駅は、幸田の玄関駅として重要です。現在幸田駅前の再開発を実施しており、幹線は歩行者の安全のために歩車道を分離した道路とします。なお、建築は共同店舗化など地権者の皆様が行います。町内のそのほかの車道についても安全面を配慮し、必要であれば歩道の設置を検討していきます。」

そのほかの意見・質問

「今後水害にあわなないような対策を」「町の農業が発展するような取り組みは」

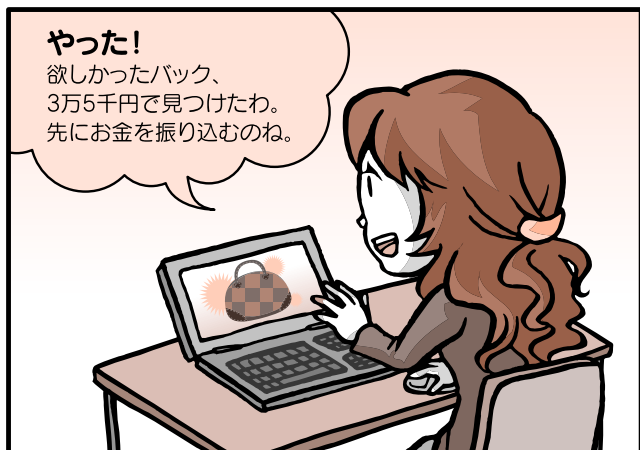


トラブルから身を守るう!

便利で楽しい携帯電話やパソコンも、思わぬところに危険がひそんでいます。

自己責任の問われる時代。「知らなかった」では済まされません。悪徳商法の手口の一例を紹介します。あふれる情報を自分で正しく判断し、消費者被害を未然に防ぎましょう。

あなたは狙われている!



ネット通販トラブル編

☆こんな手口に注意!

- お金を振り込んだのに商品が届かなかった。
- 届いた商品がニセモノだった。不良品だった。
- 落札できなかったが、後から、「落札者からキャンセルされた。」とあって、個別の取引を求められ、お金を振り込んだが、商品が届かない。(次点詐欺)

☆チェックポイント

- 支払う前に、相手の住所、氏名、電話番号を控えておきましょう。メールアドレス以外のオフラインの連絡先が通じるか確認しましょう。
- インターネットで購入する場合は、掲載されている写真だけを鵜呑みにしてはいけません。中古品の場合は特に気をつけましょう。
- 通信販売は、クーリング・オフの適用外なので、返品できるかどうか必ず確かめましょう。
- エスクローサービスを利用しましょう。出品者と落札者を仲介する有料サービス。品物を確認してから、出品者に代金が支払われるので安心。
- クレジット番号は、生年月日、電話番号を画面に入力する時は、セキュリティ対応のページかどうか確認しましょう。
- 個人間契約は、特定商取引に関する法律は適用されません(消費者保護はありません)ので注意しましょう。



★困った時は一人で悩まず、専門の相談員にお気軽に相談してください。

●幸田町消費生活相談

毎月第4金曜日 午後1時～4時
問合せ：企画政策課政策G (内線341)

●西三河県民生活プラザ消費生活相談

毎週月～金曜日 午前9時～午後4時30分
電話相談可 ☎27-0999

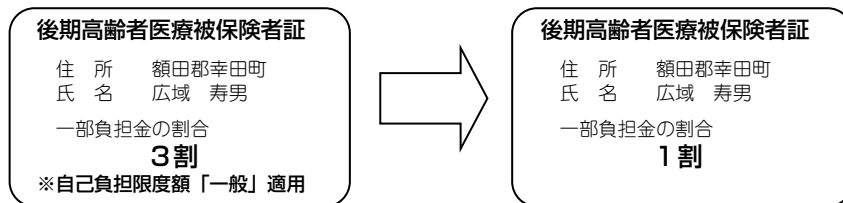
70～74歳のかたと暮らしている、**長寿医療制度**
(後期高齢者医療制度)の被保険者のかたへのお知らせです

- ◆ 平成21年1月から、医療機関での窓口負担の割合が軽減されます。一部負担金の割合が「3割」のみのかたは、対象外です。

<平成21年1月から、窓口負担の割合が軽減されるかたの3要件>

- ① 同一世帯内に、70～74歳のかたがお住まいで、
 - ② 同一世帯内に、長寿医療制度の被保険者のかたが、お一人だけであり、
 - ③ ①と②のかたの収入(※)の合計額が520万円未満
- (※) 平成19年の所得税法上の収入金額(退職所得に係る収入金額を除く)であり、必要経費や公的年金等控除、基礎控除などの控除金額を差し引く前の額

- ◆ 年内に、窓口負担の割合が「1割」となる被保険者証をお届けします。



※平成20年12月31日までは、今までの【3割(自己負担限度額「一般」適用)】の保険証を使用してください。

- ◆ 現在、3割(自己負担限度額「一般」適用)のかたは、上記の要件に該当することを確認していますので、手続きの必要はありません。

「75歳到達月における自己負担限度額の特例」の創設について

75歳到達月については、誕生日前の医療保険制度(国保・被用者保険)と誕生日後の長寿医療制度における自己負担限度額が本来額の2分の1の設定に改正されました。→ **(75歳到達月における自己負担限度額の特例)**

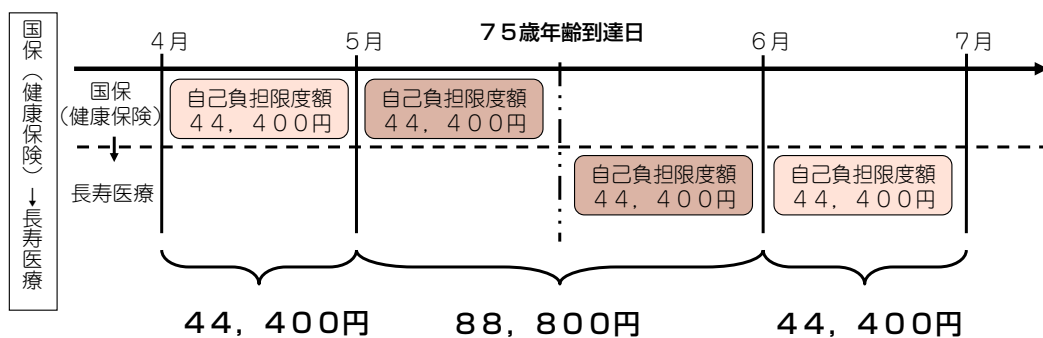
これにより、誕生月における自己負担限度額の合計は前月と同様になり、月の途中に75歳になることに起因して、一部負担金等の額が増額となることは解消されます。

なお、平成20年4月～12月に75歳に到達し、長寿医療制度の被保険者となったかたについては4月に遡及して高額療養費の差額相当分が支給されます。

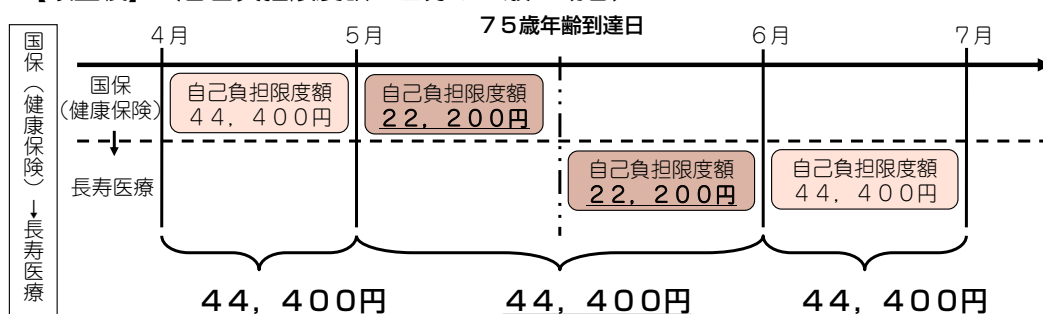
※被用者保険本人が、長寿医療制度に移行したことにより、その被扶養者が国保に移行する場合も同様の措置を講じます。

※1日生まれのかたは除きます。

【現状】(自己負担限度額の区分が一般の場合)



【改正後】(自己負担限度額の区分が一般の場合)



幸田町男女共同参画プラン（案） 幸田すこやか長寿プラン21（案）に

ご意見をお寄せください（パブリックコメント制度）

【幸田町男女共同参画プラン】（案）

■内容 平成11年6月に男女共同参画社会基本法が公布・施行され、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は重要な課題となっています。

この度、本町においても男女共同参画を進めるための指針として、21年度～30年度（10年間）までを計画期間とする「幸田町男女共同参画プラン」の計画（案）をまとめましたので、皆さんにお知らせし、ご意見を募集します。よりよいものとするために、幅広いご意見をお寄せください。

■計画の基本理念

社会経済情勢が変化する中、本町が今後も住みやすく、活力のある町として発展していくためには、町民一人ひとりが、性別に関わりなく、それぞれの個性を輝かせ、様々な活動に取り組んでいくことが重要です。そこで幸田町男女共同参画プランは「男女がともに協力し、支えあうまちづくり」を基本理念に掲げ、取り組んでいきます。

■計画の基本目標

本プランは、5つの基本目標を柱として取り組んでいきます。

- 基本目標1 男女共同参画の意識づくり
- 基本目標2 あらゆる分野での男女共同参画の推進
- 基本目標3 男女ともに働きやすい環境づくり
- 基本目標4 福祉の充実と生涯を通じた健康づくり
- 基本目標5 計画の推進



■意見の提出期間 平成21年1月9日（金）～平成21年2月10日（火）

■意見の提出方法 郵便番号、住所、氏名をご記入し、直接持参・郵送・Eメール・ファックスで生涯学習課生涯学習Gまでお寄せ下さい。〒444-0192幸田町役場生涯学習課
Eメール：syogaigakusyu@town.kota.lg.jp FAX：63-5149

■計画（案）の閲覧場所 生涯学習課（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）か町ホームページ（<http://www.town.kota.lg.jp/>）でご覧になれます。

■問合せ 生涯学習課生涯学習G（内線431）

【幸田すこやか長寿プラン21（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）】（案）

■内容 平成21年度～平成23年度における幸田町の高齢者に対する、福祉事業の計画、介護保険事業の運営にかかる計画

■意見の提出期間 平成21年1月9日（金）～平成21年2月10日（火）

■意見の提出方法 郵便番号、住所、氏名をご記入し、直接持参・郵送・Eメール・ファックスで福祉課介護保険Gまでお寄せ下さい。〒444-0192 幸田町役場福祉課
Eメール：fukushikaigo@town.kota.lg.jp FAX：56-6218

■計画（案）の閲覧場所 福祉課（土・日曜日、祝日を除く午前8時30分～午後5時15分）か町ホームページ（<http://www.town.kota.lg.jp/>）でご覧になれます。

■問合せ 福祉課介護保険G（内線156）

○寄附金税制の拡充

地方税法の改正により、町県民税の寄附金控除の制度が変わりました。この改正は、平成20年1月1日以降の寄附に適用されます。

(1)所得控除方式を税額控除方式に改め、寄附金控除の上限額を、総所得金額等の25%から30%に引き上げるとともに適用下限額を、10万円から5千円に引き下げます。

(2)地方公共団体に（都道府県・市区町村）に対する寄附金税制の見直し（いわゆる「ふるさと納税」制度の創設）が行われ、適用下限額（5千円）を超える部分について、一定の限度まで所得税と合わせて全額控除できます。（個人町県民税に係る控除額については、所得割額の1割を限度とします。）



○町県民税の減免制度の拡充

町県民税の減免対象について、経済的な減免制度を拡充するため、平成21年度から新たに次の要件に該当する場合は、減免を受けることができるようになりました。

減免要件

- ①納税義務者が賦課期日（1月1日）以後に死亡されたかたで、前年中の所得金額が500万円以下であり、当該世帯（死亡されたかたを除く）全員の町県民税所得割額の合計額が12万円を超えない場合
- ②納税義務者が負傷、疾病等により本年中の所得金額が前年と比べ2分の1以下に減少する見込のかたで、前年中の所得金額が125万円以下の場合

減免額

- ①の場合・・・死亡後に到来する納期に係る納付額の全額
- ②の場合・・・申請後に到来する納期の納付額の2分の1の額

減免申請書の提出期限

- ①の場合・・・死亡された日から最初の納期限日か30日を経過するいずれかの遅い日まで。
- ②の場合・・・9月1日から10月20日まで。

※減額申請用紙は町県民税グループでお渡しします。

※詳細は
税務課町県民税G（内線161・162）

平成21年度から適用になる個人町県民税の主な改正点

○公的年金からの町県民税の特別徴収（天引き）制度の導入

地方税法の改正により、公的年金を受給されているかたで、今まで納付書や口座振替でお納めいただいていた公的年金に係る町県民税が、平成21年10月支給分から特別徴収（天引き）されます。

1. 対象者

65歳以上の公的年金等の受給者（当該年度の4月1日に老齢基礎年金等を受けているかた）

◆ただし、次の場合は特別徴収の対象になりません。

- ・当該年度分の老齢基礎年金給付の年額が18万円未満の場合
- ・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金給付の年額を超える場合

2. 徴収される税額

公的年金等に係る所得に対する町県民税の所得割額および均等割額

ただし、特別徴収の対象となる給与所得があわせてあるかたは、均等割額は給与から特別徴収されます。



3. 実施時期

平成21年10月支給分から実施

4. 徴収の方法

公的年金に係る所得のみのかたは、以下のとおりとなります。

○平成21年度（開始年度）

徴収方法	普通徴収（個人納付）		特別徴収（天引き）		
	上半期		下半期		
年金支給月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	年税額の 1/4	年税額の 1/4	年税額の 1/6	年税額の 1/6	年税額の 1/6

※上半期においては、年税額の1/4ずつを6月、8月に普通徴収により納付し、下半期においては、年税額から普通徴収した額を差し引いた額を、10月、12月、2月の老齢基礎年金等の支給月ごとに特別徴収します。

○平成22年度（前年度特別徴収を開始された年度）

徴収方法	特別徴収（天引き）					
	上半期（仮徴収）			下半期（本徴収）		
年金支給月	4月	6月	8月	10月	12月	2月
徴収税額	前年度2月分と同額	前年度2月分と同額	前年度2月分と同額	年税額から仮徴収した額を控除した額の 1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の 1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の 1/3

※上半期（4月、6月、8月）においては、前年度2月に特別徴収された額と同額をそれぞれ仮徴収し、下半期（10月、12月、2月）においては、年税額から仮徴収した額を差し引いた額の1/3ずつを老齢基礎年金等の支給月ごとに本徴収します。